

スモン患者さんの制度・政策の利用の仕方～ 在宅支援を中心に～

令和7年1月12日(日)

スモン研究班介護福祉グループ
国立病院機構南岡山医療センター
地域医療連携室 MSW松岡 真由

本日の話

- **介護保険** と **医療保険** でリハビリを受ける方法
(**医療保険** と **スモン特定疾患** を併用する方法)
- **県の事業** ・ **医療保険** でレスパイト入院を利用する方法
- **スモンはり・きゅう・マッサージ事業** で施術を受ける方法
- **障がい福祉サービス** で移動支援を受ける方法

事例1:リハビリを受ける方法

介護保険でベットと歩行器のレンタルしている。

妻が通院する為、隔週の月火ショートステイ、木曜日に訪問リハビリを受けている。

足の筋力が低下し、転倒が増えた。筋力維持の為もっとリハビリを受けたい。

集団に入るのは苦手、利用料金の負担も軽いと助かる、リハビリをもっと受ける方法があるか？

介護サービスプラン

曜日	月	火	水	木	金	土	日
午前	ショートステイ			訪問リハビリ			
午後							



福祉用具
レンタル

曜日	月	火	水	木	金	土	日
	ショートステイ		訪問リハビリ				
	ショートステイ						

- ・福祉用具：歩行器とベッドのレンタル
- ・月火：隔週でショートステイ
- ・木：訪問リハビリを利用している。

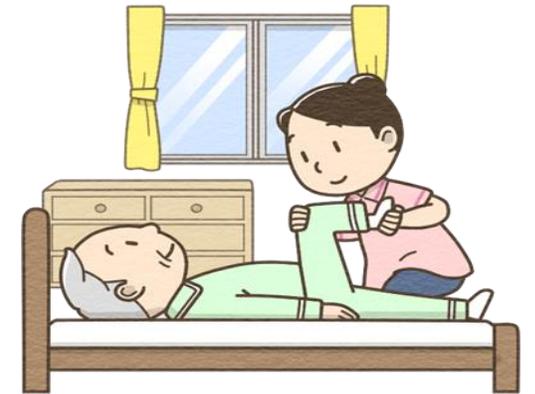
リハビリサービスの種類

・介護保険の「通所リハビリ」と、医療保険の「訪問リハビリ」の2種類があります。

介護保険：通所リハビリ



医療保険：訪問リハビリ



介護保険：通所リハビリ



送迎あり

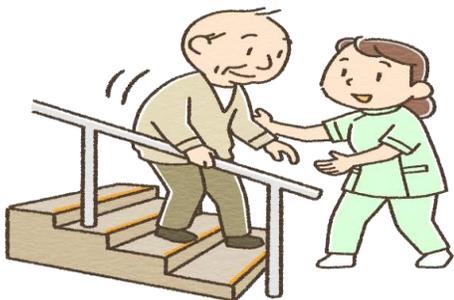


リハビリができる

- ・老人保健施設、病院、診療所などに施設の送迎で通所。
- ・リハビリが受けられる。
- ・昼食や入浴の支援も受けられる。

医療保険のリハビリ: 医師の判断

病院等でリハビリ



病院リハビリが難しい理由

- ・疾患に応じて日数上限があり
- ・介護保険所持＝通院リハビリを提供しない病院もある。
- ・難病患者リハビリテーションはできる施設がすくない

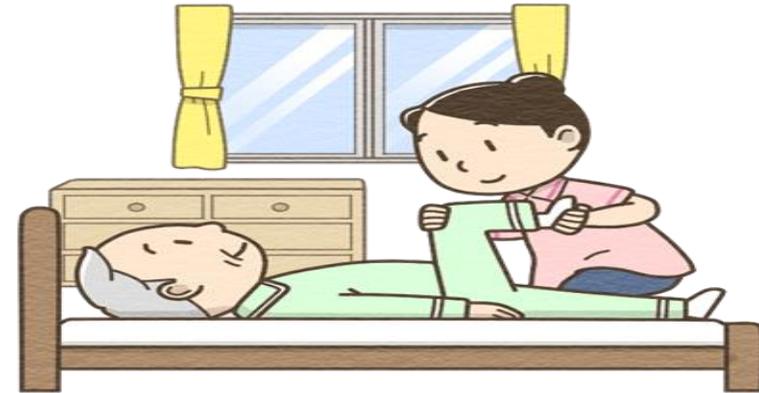
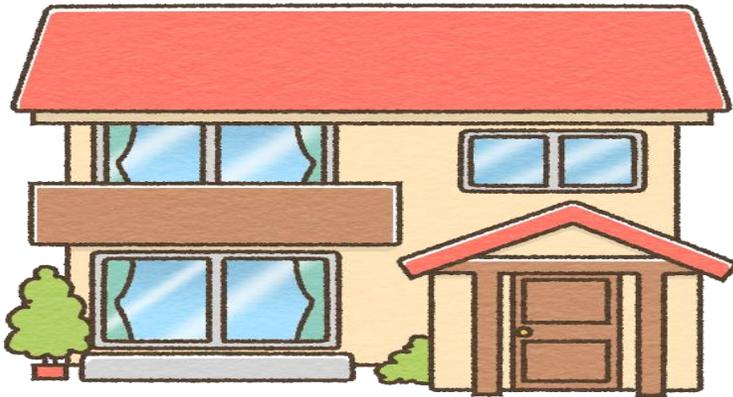
医療保険：訪問リハビリ

訪問看護ステーション

主病名がスモンの
「訪問看護指示書」が必要。

訪問リハビリテーション

主病名がスモンの
「訪問リハビリテーション指示書」
が必要。



・リハビリの専門職が自宅訪問し、リハビリが受けられる。

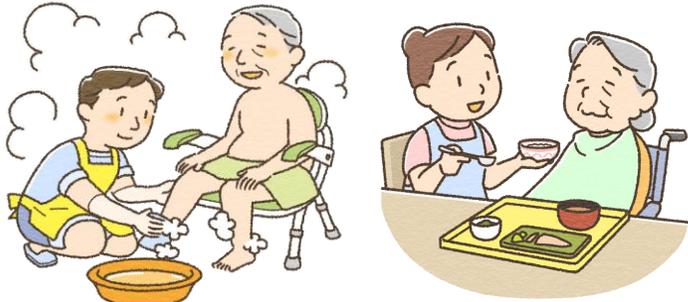
指定医療機関の場合

・スモン特定疾患医療受給者証を提示し、自己負担の全額が公費負担となる。

訪問看護と訪問リハビリ

＜医療保険優先＞

訪問介護



身体介護：食事や入浴支援等

訪問入浴



自宅に浴槽等を持ち込み入浴の支援を行う。

訪問看護

訪問リハビリ

※注：スモンは医療保険優先で利用。主病名が「スモン」の訪問看護指示書等が必須。県と契約した指定医療機関の場合、スモン特定疾患医療受給者証の提示で自己負担の全額が公費負担となる。



配薬支援

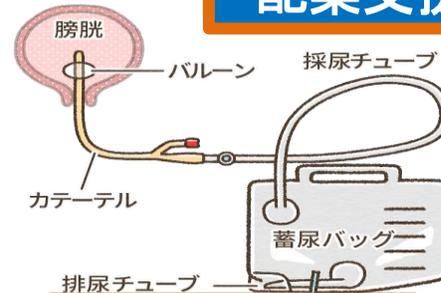


訪問リハビリ

夜間対応型 訪問介護

定期巡回随 時対応訪問 介護看護

注：地域によって利用困難



バルン管理

注射、点滴、バルン、等の医療処置を行う。

※訪問看護事業所にリハビリ専門家が所属する場合、訪問看護でも利用可能。



生活介護：炊事・洗濯・掃除等

注：要介護・要支援でない家族が同居の場合生活介護の利用が難しい。

リハビリの3つの職種

理学療法士

日常生活での基本動作にあたる「起きる・座る・立つ・歩く」といったリハビリ。



作業療法士

「食事を作る、食事をとる・入浴する・歯磨き・文字を書く」など、手先のリハビリ。(基本動作訓練も行います。)



言語聴覚士

言語障害や、嚥下障害などに対して、「話す、聞く、食べる」リハビリ。



訪問看護ステーションの利用手順 1

要支援・要介護認定がなく 担当ケアマネージャーがない場合

①電話で事業所情報を集めて選定



②事業所に利用相談して「訪問看護指示書」を取得



③主治医に「訪問看護指示書」を作成してもらう。



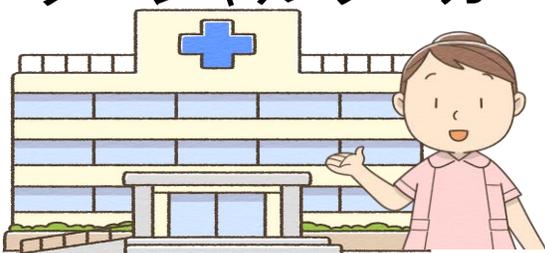
④「訪問看護指示書」を事業所に届け契約。

①電話で訪問看護の情報を集めて選定

地域包括支援センター



かかりつけ病院の
ソーシャルワーカー



リハビリ
スタッフがい
る事業所は
●●事業所、
電話番号は
◆◆です

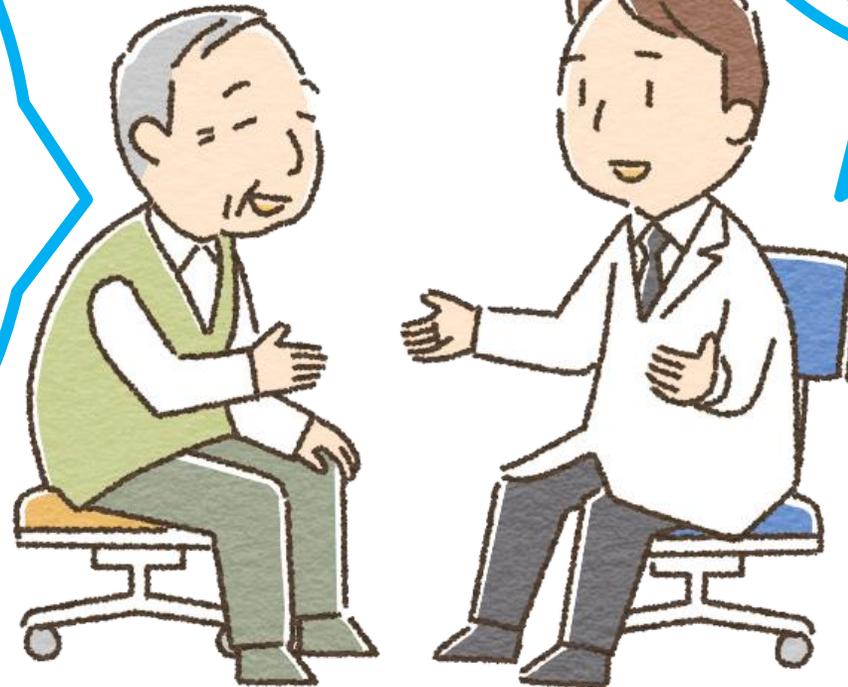
足の筋力強化の
為に訪問看護の
リハビリを受けたい。



③主治医に「訪問看護指示書」を作成してもらおう

足の筋力強化
の為に訪問看護で
リハビリを受けたい。

スモン病名で
「訪問看護指示書」を
書いて欲しい。



いいですよ。
受付で依頼し
てください。

④訪問看護ステーションと契約して「訪問看護指示書」を提出して利用

「訪問看護指示書」ができたので自宅で契約したい

(印刷様式 16)

訪問看護指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと
訪問看護指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
点滴注射指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
至年月日 年 月 日 (日 曜)

患者氏名 _____ 電話 () _____ (号)
 患者住所 _____
 主たる病名 (1) _____ (2) _____ (3) _____

医療機関コード _____

医療機関名
 1. 診療科 _____ 2. _____
 3. _____
 4. _____

訪問看護ステーション
 1. 訪問看護ステーション名 _____ 2. 訪問看護ステーション名 _____
 3. 訪問看護ステーション名 _____ 4. _____
 5. _____

訪問看護指示事項
 1. 療養生活指導上の留意事項
 2. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護
 3. 日あたり () 分を () 回
 4. その他 _____

在宅患者訪問点滴注射に関する指示 (投与範囲・投与量・投与方法等)
 緊急時の連絡先
 不在時の対応
 特記事項 (特記事項は、訪問看護ステーションへの指示書、処方箋、検査結果報告書等に併せて提出してください。)

他の訪問看護ステーションへの指示
 (無 有) 指定訪問看護ステーション名 _____
 たんの吸引等実施のための訪問看護事業所への指示
 (無 有) 訪問看護事業所名 _____

上記のとおり、指示いたします。 年 月 日

医師職階名 _____
 住 所 _____
 電 話 _____
 (FAX) _____
 医師氏名 _____ 印

事業所 _____ 印



自宅で契約

訪問看護指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと
訪問看護指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
点滴注射指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
至年月日 年 月 日 (日 曜)

患者氏名 _____ 電話 () _____ (号)
 患者住所 _____
 主たる病名 (1) _____ (2) _____ (3) _____

医療機関コード _____

医療機関名
 1. 診療科 _____ 2. _____
 3. _____
 4. _____

訪問看護ステーション
 1. 訪問看護ステーション名 _____ 2. 訪問看護ステーション名 _____
 3. 訪問看護ステーション名 _____ 4. _____
 5. _____

訪問看護指示事項
 1. 療養生活指導上の留意事項
 2. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護
 3. 日あたり () 分を () 回
 4. その他 _____

在宅患者訪問点滴注射に関する指示 (投与範囲・投与量・投与方法等)
 緊急時の連絡先
 不在時の対応
 特記事項 (特記事項は、訪問看護ステーションへの指示書、処方箋、検査結果報告書等に併せて提出してください。)

他の訪問看護ステーションへの指示
 (無 有) 指定訪問看護ステーション名 _____
 たんの吸引等実施のための訪問看護事業所への指示
 (無 有) 訪問看護事業所名 _____

上記のとおり、指示いたします。 年 月 日

医師職階名 _____
 住 所 _____
 電 話 _____
 (FAX) _____
 医師氏名 _____ 印

事業所 _____ 印

「訪問看護指示書」を提出



利用

訪問看護ステーションの利用手順2

自宅で訪問
看護ステーション
からのリハビリを受け
たい。

スモンの為医療保険優
先で利用できる。スモン
特定疾患が利用できる
事業所を利用し
たい。

【相談窓口】ケアマネージャー

利用の為に
●●してください。



ケアマネージャー



利用開始

介護サービスプラン

曜日	月	火	水	木	金	土	日
午前	ショートステイ			訪問リハビリ			
午後							



福祉用具
レンタル

曜日	月	火	水	木	金	土	日
	ショートステイ		訪問リハビリ				
	ショートステイ						

- ・福祉用具：歩行器とベッドのレンタル
- ・月火：隔週でショートステイ
- ・木：訪問リハビリを利用している。

介護サービスプランイメージ

曜日	月	火	水	木	金	土	日
午前	ショートステイ		訪問	リハビリ	リハビリ	通所リハビリ	通所リハビリ
午後	ステイ						



福祉用具
レンタル

曜日	月	火	水	木	金	土	日
	ショートステイ		訪問	リハビリ	リハビリ	通所リハビリ	
	ショートステイ						
		訪問看護					

- 福祉用具：歩行器とベッドのレンタル
 - 月火：隔週でショートステイ
 - 水木金：訪問リハビリ
 - 医療保険
 - 土：通所リハビリ
- を利用できる可能性あり。

※訪問看護ステーションの訪問リハビリ利用の場合、訪問看護が月1回介入する。

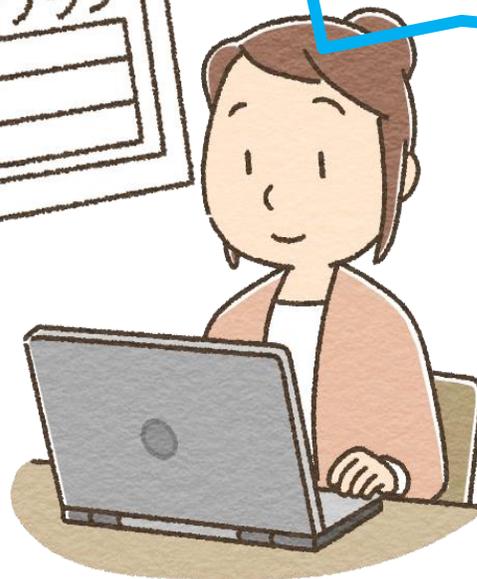
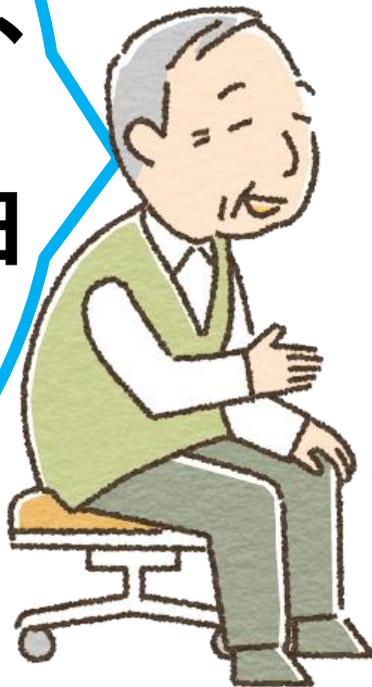
交渉

ケアマネージャーへの交渉例

【相談窓口】ケアマネージャー

週3回程度、
訪問リハビリを
医療保険で利用したい、
医療保険利用により余
剰ができた分で土曜日に
通所リハビリを利用したい。

医療保険と併用
はできません



ケアマネージャー

交渉

ケアマネージャーへの交渉例

【相談窓口】ケアマネージャー

訪問看護

ステーションに聞いてください、通常週3回上限ですが、スモン特定疾患があるので週3回以上利用できます。訪問看護が県とスモン特定疾患の契約していない場合は契約もお願いします。

聞いてみますね。



ケアマネージャー

訪問リハビリテーションの利用手順 1

要支援・要介護認定がなく
担当ケアマネージャーがいない場合

①電話で事業所情報を集めて選定



②事業所に訪問リハビリテーションの利用方法を電話で確認



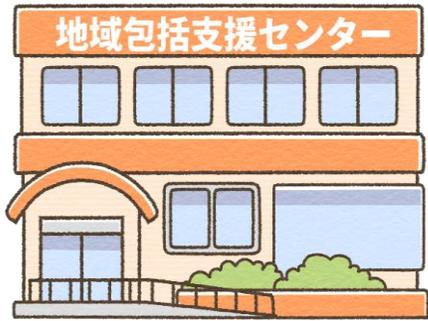
③訪問リハビリテーション関連施設の医師or主治医に「訪問リハビリテーション指示書」を作成してもらう



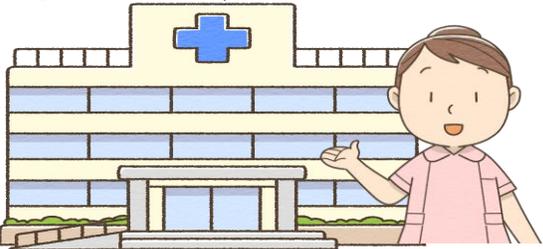
④事業所に「指示書」を届け契約して利用開始。

①電話で訪問リハビリの情報を集めて選定

地域包括支援センター



かかりつけ病院の
ソーシャルワーカー



リハビリ
スタッフがい
る事業所は
●●事業所、
電話番号は
◆◆です



足の筋力強化
の為に訪問リハビ
リでリハビリを受け
たい。

②訪問リハビリテーションの利用方法を 事業所へ電話で確認。

紹介状を
持参頂き、●●
病院で、医師の診
察を受け、「訪問リ
ハビリテーション
指示書」作成後
契約となります。

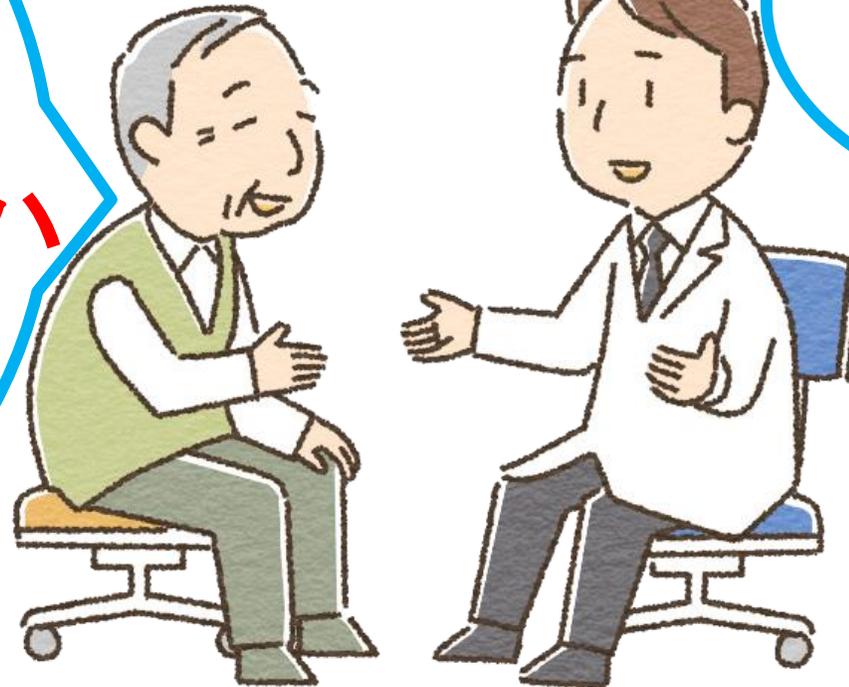


スモンの
特定疾患を持って
おり、医療保険優先で
利用できる。訪問リハ
ビリを受けたい、どの
ようにしたらいいで
しょうか？

③ 訪問リハビリテーション関連施設の医師or主治医に「訪問リハビリテーション指示書」を作成してもらう

足の筋力強化
の為に訪問リハビリで
リハビリを受けたい。

**スモン病名で「訪問リハ
ビリテーション指示書」
を書いて欲しい。**



いいですよ。
受付で依頼し
てください。

④「訪問リハビリテーション指示書」を 事業所に届けて契約して利用開始

「訪問リハビリテーション
指示書」ができたので
自宅で契約したい



自宅で契約



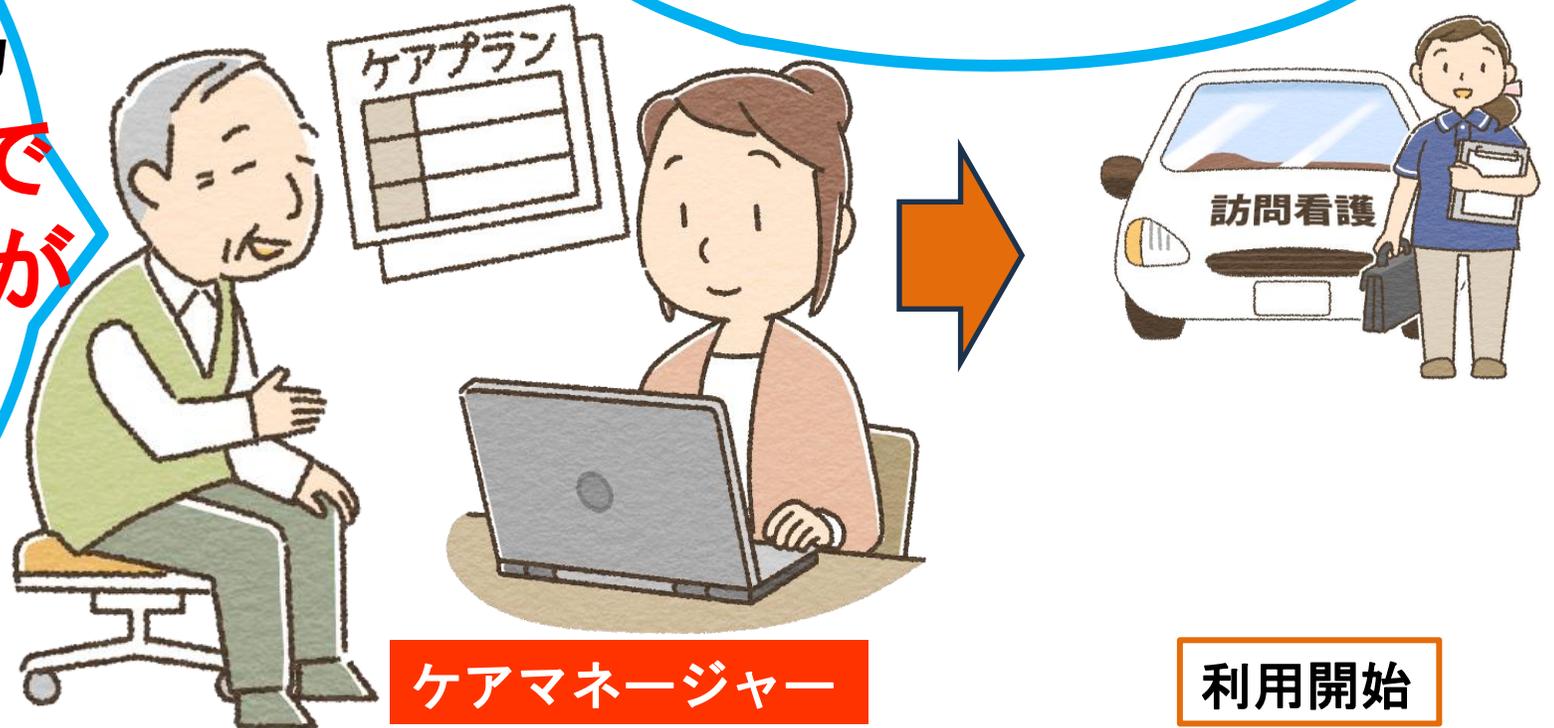
利用

訪問リハビリテーションの利用手順2

【相談窓口】ケアマネージャー

自宅で
訪問リハビリを
受りたい。**スモン**の為
医療保険優先で利用で
きる、**スモン**特定疾患が
利用できる訪問リハビ
リテーションを
利用したい。

利用の為に
●●してください。



ケアマネージャー

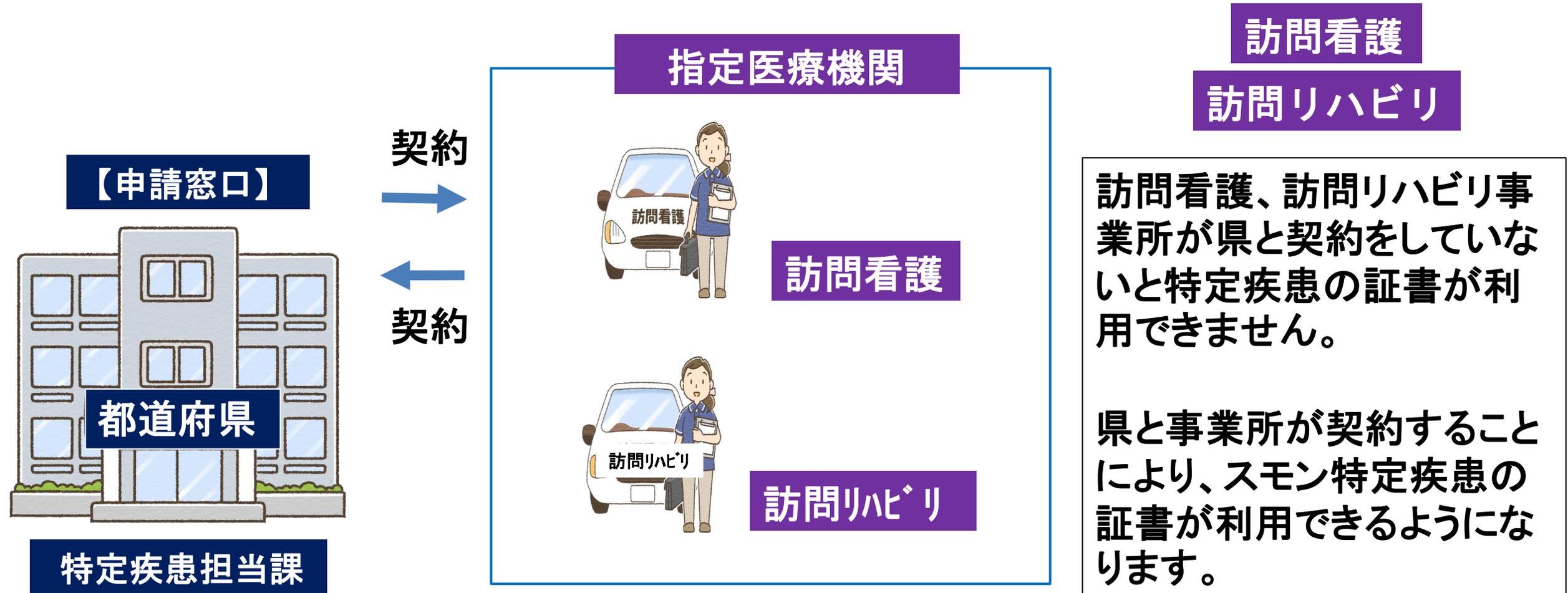
利用開始

医療保険

と スモン特定疾患

併用する方法

原則、県と契約した指定医療機関のみ利用可能



本日の話

- **介護保険** と **医療保険** でリハビリを受ける方法
(**医療保険** と **スモン特定疾患** を併用する方法)
- **県の事業** ・ **医療保険** でレスパイト入院を利用する方法
- **スモンはり・きゅう・マッサージ事業** で施術を受ける方法
- **障がい福祉サービス** で移動支援を受ける方法

事例2:レスパイトの利用方法

70代夫婦2人暮らし

妻が入院することになり

家族は本人の介護が困難

①入院(レスパイト入院)希望。

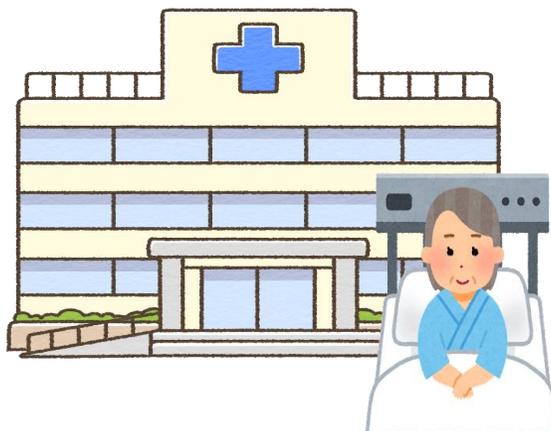
②制度(「特定疾患」制度)利用希望

レスパイト入院とは？

介護疲れのある
介護者休息



家族が入院



家族が出張



【レスパイト入院の種類】

県の事業で入院

病院が行うレスパイトで入院

【レスパイト入院が可能な期間】2日程度～1週間程度です。

【申し込みから利用までに要す期間】1～2週間かかることが多い。

レスパイト入院の相談窓口

県の事業で入院

保健所
保健センター

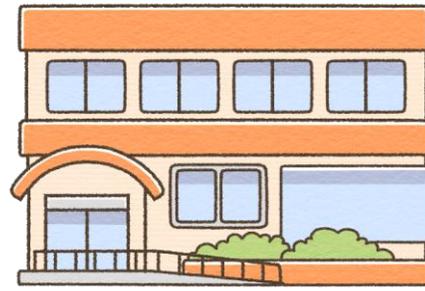


相談窓口①

「県のレスパイト事業でスモン特定疾患が利用できる病院にレスパイト入院したい。」

レスパイト対応をする病院での入院

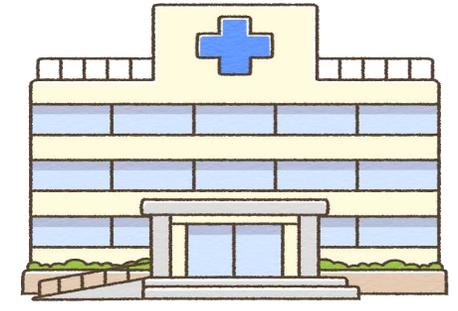
難病相談
支援センター



相談窓口②

「スモン特定疾患が利用できる病院で、レスパイト入院したい。」

レスパイト対応
をする病院



相談窓口③

「スモン特定疾患を利用して、レスパイト入院をしたい。」

※県により相談窓や窓口名がことなる場合があります。

難病相談支援センターの探し方例 ①

🔍 難病情報センター ← ① 難病情報センターと入力して検索

難病情報センター
<https://www.nanbyou.or.jp>
 難病情報センター Japan ← ② クリック

📄 告示番号索引から探す

1~ 51~ 101~ 151~ 201~ 251~ 301~

医療費助成制度
 国の難病対策
 難病医療提供体制・難病診療連携拠点病院等・IRUD
 難病指定医療機関・難病指定医

令和5年10月1日から難病医療費助成制度が変わりました。

〇指定難病と診断された皆さまへ
 医療費助成の開始時期が、申請日から「重症度分類を満たしていることを診断した日等」へ前倒しが可能となります。
 (令和5年10月1日以降の申請から適用されます。)

〇難病指定医及び協力難病指定医の皆さまへ
 医療費助成の開始日を確認するため、臨床調査票に「診

③ クリック

難病相談支援センター

都道府県難病相談支援センター一覧

北海道	岩手県	宮城県	秋田県
青森県	宮城県	茨城県	埼玉県
茨城県	群馬県	栃木県	福井県
新潟県	山梨県	長野県	愛知県
長野県	山梨県	静岡県	兵庫県
滋賀県	京都府	大阪府	広島県
鳥取県	島根県	岡山県	高知県
徳島県	香川県	愛媛県	熊本県
福岡県	佐賀県	長崎県	
沖縄県			

④ 探したい県をクリック

指定都市難病相談支援センター一覧

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市
-----	-----	-------	-----

⑤ クリック

京都府・京都市
 難病相談支援センター

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
 京都府庁5階

TEL : 075-414-7830

京都難病相談支援センターホームページ
 FAX : 075-414-7832

月～金 9:00～12:00/ 13:00～16:00
 平成17年6月(移転:令和元年8月)

難病相談支援センターの探し方例②

- 番号案内(104番) で
「難病相談センター」の電話番号をご確認ください。
(104のサービスは、2026年3月31日をもって終了)

レスパイト対応病院の探し方例

岡山県 レスパイト入院



心臓病センター榊原病院

<https://www.sakakibara-hp.com> > support > pdf PDF :

地域包括ケア病棟

... レスパイト入院も積極的におこなっています。お薬手帳、理学療法士、作業療法士
〒700-0804 岡山県岡山市北区中井町2丁目5-1. Tel. 086-225-7111 Fax. 086-225-7111
4 ページ



岡山市立総合医療センター

<https://okayama-gmc.or.jp> > senoo > medical :

医療機関の方へ :: 岡山市立せのお病院

レスパイト入院、介護にあたられているご家族が、一時的な外出や軽減を希望

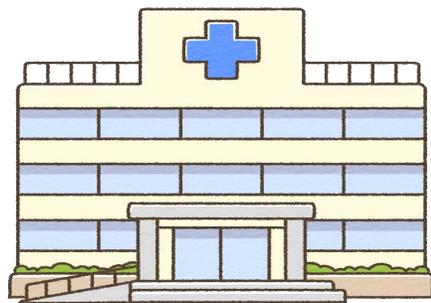
①〇〇県 **レスパイト入院**と入力すると対応している病院が表示されます。

②電話して、「**レスパイト入院**の相談をしたいので、担当の方につないで欲しい。」
④担当者がでたら「**スモンの特定疾患をもっている、それを使用しレスパイト入院をしたい。**」と相談してください。

ポイント

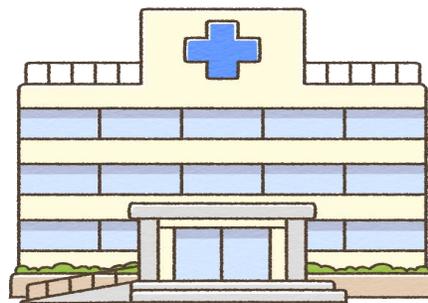
相談時に伝えて欲しい事

地域包括ケア病棟



「スモンの特定疾患の証書を持っており、〇〇な介護状態の為レスパイト入院したい。」

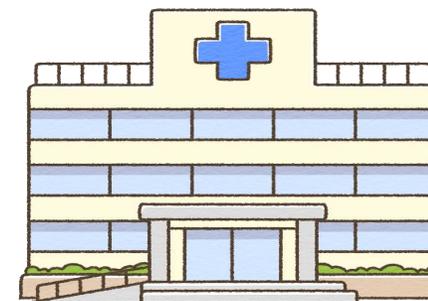
医療療養病棟



「スモンの特定疾患の証書を持っており、医療区分3になります、〇〇な介護状態の為レスパイト入院したい。」

特殊疾患病棟

障害者病棟



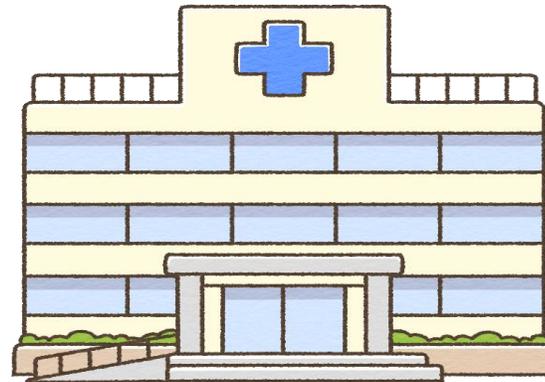
「スモンの特定疾患の証書を持っており、〇〇な介護状態の為レスパイト入院したい。」

※地域によっては、お近くに上記病床がない場合があります。

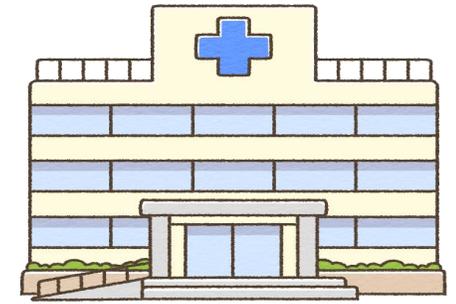
レスパイト入院は紹介状必須 病院で検討後入院可否が返答される



相談



相談窓口③



病院

入院



主治医から取得した紹介状を病院に送付または、紹介状を持参して病院と面談をおこなった後、レスパイト入院の受入れ可否について返答があります。

レスパイト入院ができない理由

- ・病院がレスパイト入院を対応していない。
- ・ベットに空きがない。
- ・レスパイト対象者となる条件があり、
それに該当しない場合 等。

医療保険

と スモン特定疾患

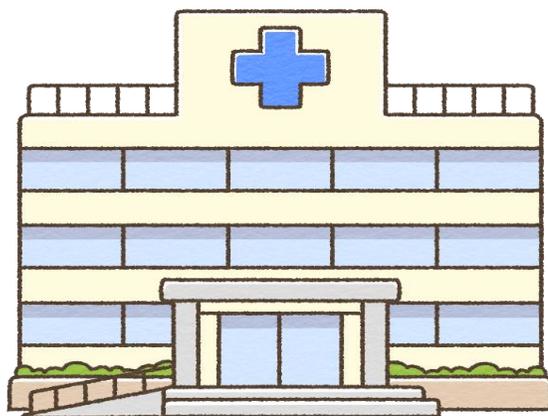
併用する方法

原則、県と契約した指定医療機関のみ利用可能

指定医療機関

病院

診療所



契約



契約

【申請窓口】



都道府県

特定疾患担当課

病院、診療所が
県と契約をしていない
と、特定疾患の証書が
利用できません。

県と病院、診療所が契
約することで、特定疾患
の証書が利用できるよ
うになります。

介護サービスプラン

曜日	月	火	水	木	金	土	日
午前	ショートステイ			訪問リハビリ			
午後							



福祉用具
レンタル

曜日	月	火	水	木	金	土	日
	ショートステイ		訪問リハビリ				
	ショートステイ						

- ・福祉用具：歩行器とベッドのレンタル
- ・月火：隔週でショートステイ
- ・木：訪問リハビリを利用している。

介護サービスプランイメージ

曜日	月	火	水	木	金	土	日
午前	ショート ステイ		訪問 リハビリ		通所 リハビリ		
午後							



福祉用具
レンタル

曜日	月	火	水	木	金	土	日
	ショート ステイ	訪問 リハビリ	訪問 リハビリ	訪問 リハビリ	訪問 リハビリ	通所 リハビリ	
	レスパイト 入院						
	ショート ステイ						
	訪問 看護						

- ・ 歩行器とベッドのレンタル
 - ・ 水木金：訪問リハビリ
 - ・ 土：通所リハビリ
 - ・ 月火：隔週でショートステイ
- 県の事業 や 医療保険 で
+ 1泊2日レスパイト入院
が利用可能となる。

※訪問看護ステーションの訪問リハビリ利用の場合、訪問看護が月1回介入する。

交渉

ケアマネージャーへの交渉例

【相談窓口】ケアマネージャー

今までの
サービスに加えて
医療保険で1泊2日
病院のレスパイト入院
を利用したい。

レスパイト入院
とはなんですか？。



ケアマネージャー

交渉

ケアマネージャーへの交渉例

【相談窓口】ケアマネージャー

県の特定疾患
の担当者にスモンで
県のレスパイト事業が
利用できるか聞いて欲
しい、利用できない場合
難病相談支援センター
に相談してください。



聞いてみますね。



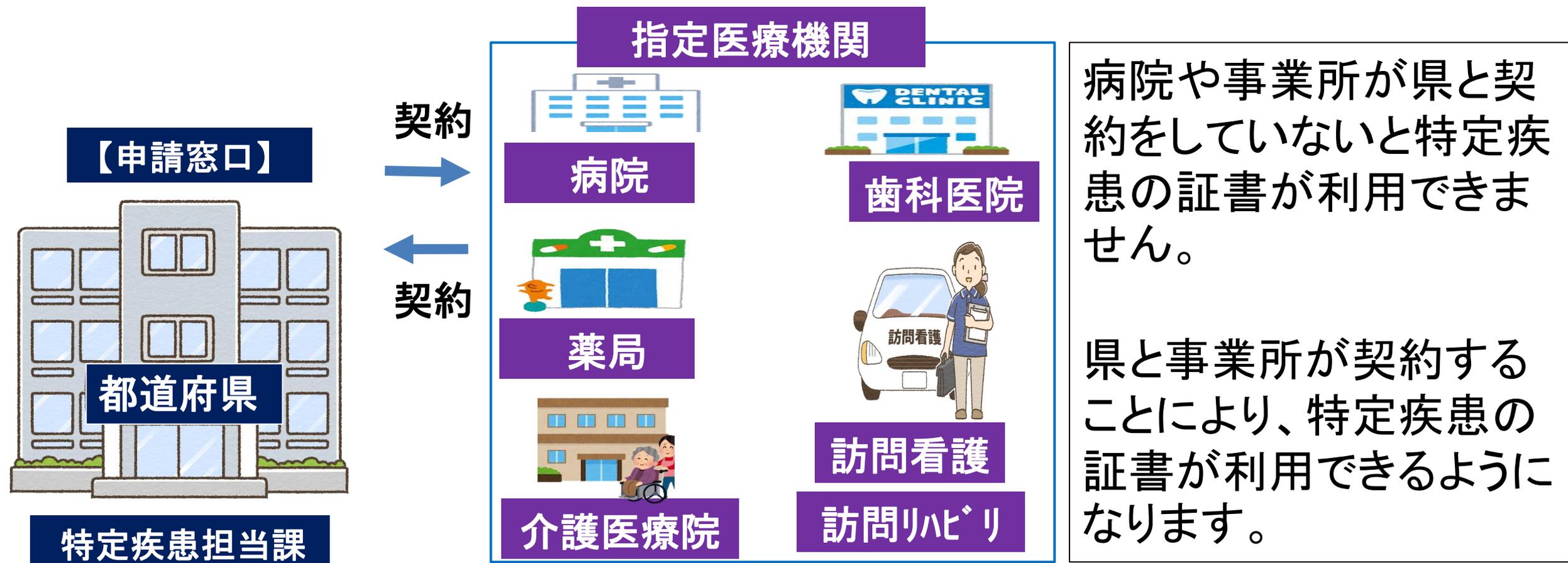
ケアマネージャー

医療保険

と スモン特定疾患

併用する方法

原則、県と契約した指定医療機関のみ利用可能



本日の話

- **介護保険** と **医療保険** でリハビリを受ける方法
(**医療保険** と **スモン特定疾患** を併用する方法)
- **県の事業** ・ **医療保険** でレスパイト入院を利用する方法
- **スモンはり・きゅう・マッサージ事業** で施術を受ける方法
- **障がい福祉サービス** で移動支援を受ける方法

事例2

足の痛みがひどいので
はり・きゅう・マッサージ治療を
受けたい

スモン：はり、きゅう及びマッサージ 治療研究事業

・ スモンの患者さんに対し、**契約施術所**における**医療保険適用外**の**はり、きゅう、及びマッサージ治療の施術費用**について、月7回を限度に公費で補助する制度。

【医療保険適用外】

- ・ 医療保険で「はり・きゅう・マッサージ」を利用している場合は利用できない。

【契約施術所】

- ・ 県と契約している施術所でなければ、施術を受けたときにスモンの**はりきゅうマッサージ事業（月7回）**が利用できません。

（※県によって、手続き方法等がこととなります）

医療保険＞優先利用、併用不可

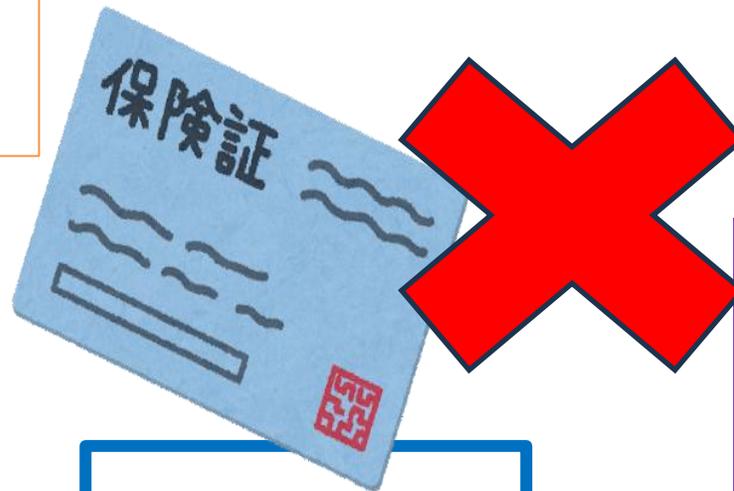
はり



きゅう



マッサージ



スモン：はり、
きゅう及び
マッサージ
治療研究事業

特定疾患
医療
受給者証

スモン

医療保険で利用して
さらに、スモン事業の
月7回利用は併用で
きない。

県と契約している施術所のみが対象

都道府県



契約



契約



契約施術所



スモン事業利用



サービス利用



はり



きゅう



マッサージ



スモン事業：利用の手順

【相談窓口】 都道府県のスモン特定疾患担当課

【申請窓口】 都道府県のスモン特定疾患担当課

①制度の利用
方法を確認



②契約施術所
を確認



③申請手続き
(通所利用開始)

④施術所に電話
で訪問依頼。



⑤施術所が通所
困難と判断した
場合、契約。



⑥月7回、スモンの
事業で施術を受け
られる。

①制度の利用方法を確認

●●の手続きをしたら、
利用できます。

【相談窓口】



都道府県

特定疾患担当課



スモン特定疾患の
「はり・きゅうマッサージ
制度」を利用する為の
手続き方法を聞き
たい。

② 契約施術所を確認

●●市
○○町の
▲▲施術所
が近いです。



自宅は
●●市○○町です、
近くの【通所】・【訪問】
ができる契約施術所
はどこにありますか？

※注：通所・訪問の対応が
分からない場合もあります。

③ 申請手続きを行う

【申請窓口】

都道府県

特定疾患担当課

(様式第1号)

はり、きゅう マッサージ 治療受給申請書

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

〒

(申請者) 住 所
氏 名
電 話

はり等による治療を受けたいので、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱第6条第1項の規定により申請します。

1 治療を受ける人

〒

住 所
氏 名
生年月日

2 希望する治療 (希望するものを○で囲んでください。)

イ はり
ロ きゅう
ハ はりときゅうの2術併用
ニ はり及びマッサージの2術併用
ホ きゅう及びマッサージの2術併用
ヘ マッサージ

3 希望する施術機関名

区 分	第 1 希 望	第 2 希 望
所 在 地		
施術機関名 (氏名)		
電 話 番 号		

(注) 新規に申請されるときには、スモン患者であることを証することができる資料を

- ・左記のような申請書を記載し証書を受理、施術所に提示することで利用。
- ・契約施術所を確認し、施術を受け、施術所から県に請求するのみ等

※県によって手続きがこととなります確認ください。

【通所】: 利用開始

④ 施術所に電話で訪問依頼。

一度お会いして、
対応可能かお返
事します。



自宅住所
●●です、訪問で
【はり】【きゅう】
【マッサージ】
を受けたい。

「はり」のみ、とか、「はりと
きゅう」を受けたい等希望を
伝えてください。

⑤訪問は施術所が通所困難と判断した場合に契約し利用開始となる



自宅で施術師が「通所困難」と判断

契約

【訪問】: 利用開始



はり



マッサージ



きゅう



⑥月7回、スモンの事業で施術を受けられる。

通所



訪問



はり



きゅう



マッサージ



契約施術所が近くにない場合

近隣の施術所が、県と契約すると
契約施術所になります

- ① 施術所に契約相談し了承を得る
- ② 県の担当課に施術所契約を依頼

【申請窓口】

都道府県

特定疾患担当課

契約



契約



鍼灸

スモン事業利用



サービス利用



はり



きゅう



マッサージ



本日の話

- **介護保険** と **医療保険** でリハビリを受ける方法
(**医療保険** と **スモン特定疾患** を併用する方法)
- **県の事業** ・ **医療保険** でレスパイト入院を利用する方法
- **スモンはり・きゅう・マッサージ事業** で施術を受ける方法
- **障がい福祉サービス** で移動支援を受ける方法

事例

転倒しそうになることが増え
外出に不安がある
移動の支援を受けたい。

介護保険と医療保険では**対応できない**

介護保険

ホームヘルパー



ホームヘルパーは屋内の介護が可能です、
屋外の移動支援はできません。

医療保険

訪問看護
訪問リハビリ



屋外歩行の練習は可能ですが、
出かけるとき時に同行し支援することは
できません。

障害福祉サービスでは対応できる

①同行援護

視覚障害で、移動が大変な方
移動に必要な情報の提供(代筆・
代読を含む)支援を行います。



②移動支援

屋外での移動が難しい障害がある方も、
地域における自立生活及び社会参加を
促す為に、外出の支援を行います。



移動の支援が受けられる条件例

①身体障がい者手帳
1～2級で車いす
自走が難しい方



②身体障がい者手帳
1～2級重度の
視覚がい害の方等

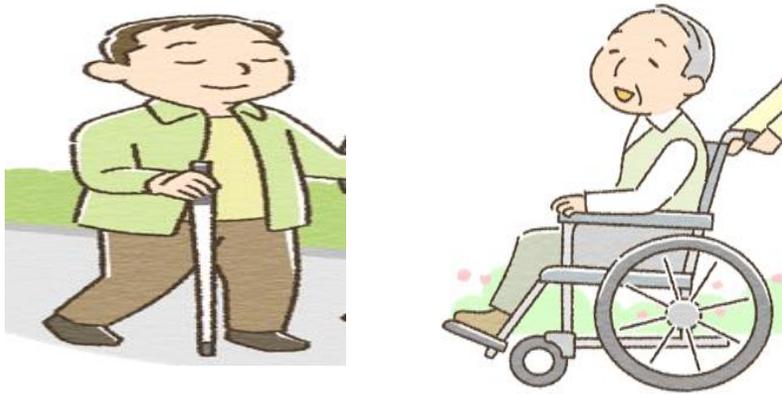


③スモンの特定疾患を
持たれている方で、
①②と同等の状況と
認められる方



相談例①

ご自身・ご家族で
申請可能な場合



【相談窓口】

【申請窓口】



相談

「身体障がい者手帳1・2級をもっている、『同行援助』・『移動支援』を利用するための、申請時に持参するものを教えてもらいたい。」

市区町村
障害サービス担当課



相談例①

申請を手伝ってほしい



【相談窓口】

【申請窓口】



相談

保健所・保健センター

保健所へ電話連絡し

「身体障がい者手帳1・2級をもっている、『同行援助』・『移動支援』を利用できるように支援してほしい。」

(訪問希望の場合は)「自宅に来て制度が利用できるように支援してもらえないでしょうか?」と相談してください。



まとめ①

介護保険

医療保険

障がい福祉サービス

スモン特定疾患、はり・きゅう・マツサージ

利用条件、手続き、サービスの提供状況やサービス量がお住まいの市区町村によって異なります。医療保険とスモン特定疾患医療受給者証を併用の場合や、はり・きゅう・マツサージ事業は原則、県と病院や事業所が契約した後でないとは公費負担になりません。

まとめ②

障害福祉サービスについては、患者さん・ご家族が困っていることをお手紙等にして役所に伝えることにより、サービスの量が増える場合もあります。患者さん・ご家族自身が制度を担当する窓口にご自身で地域の支援専門職と相談や交渉することで、サービスがスムーズに利用できるよう、支援者として伴走させて頂きたいと思っております。

資料についてのご質問等あれ下記までご連絡ください
(メールアドレス: matsuoka.mayu.tf@mail.hosp.go.jp)